

様式例（法第 31 条第 3 項第 4 号関係）

○適格消費者団体の社員について，その数及び個人又は法人その他の団体の別（社員が法人その他の団体である場合にあつては，その構成員の数を含む。）を記載した書類

（2023 年 3 月 31 日現在）

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

内 訳	数
適格消費者団体の社員数	106名
うち適格消費者団体の社員のうち、個人	97名
うち適格消費者団体の社員のうち、法人その他の団体数	9団体
うち適格消費者団体の社員が法人その他の団体の場合におけるその構成員数	(団体名) 生活協同組合コープあいち 545, 623名
	(団体名) 全国大学生生活協同組合連合会東海ブロック 20団体
	(団体名) 愛知県消費者団体連絡会 5団体
	(団体名) 名古屋投資被害弁護士研究会 162名
	(団体名) 健康関連取引適正事業団 58団体
	(団体名) 生活協同組合連合会東海コープ事業連合 4団体
	(団体名) 生活協同組合コープみえ 207, 588名

		(団体名) 愛知大学生生活協同組合 9, 201名
		(団体名) 消費者ネットワーク岐阜 89名・14団体

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。